

第1章 児童相談所の概要

第1章 児童相談所の概要

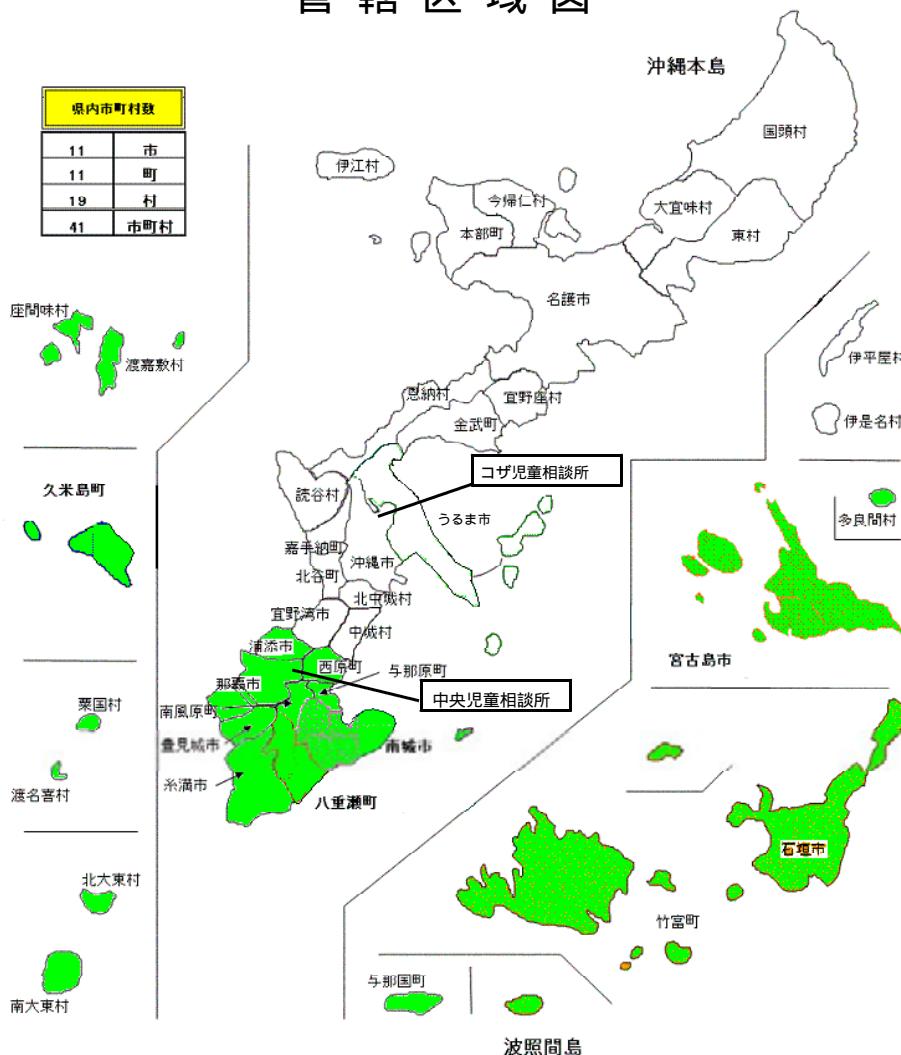
1 管轄区域図

中央児童相談所の管轄区域は、全県41市町村のうち黒地部分の21市町村(7市7町7村)で、そのうち2市3町7村が離島です。

コザ児童相談所の管轄区域は、白地部分の中部地区及び北部地区の20市町村(4市4町12村)によって構成され3村が離島です。

児童相談所	所在地	電話番号等	管轄市町村
中央児童相談所	〒903-0804 那覇市首里 石嶺町4-404-2	098-886-2900 FAX 098-886-6531	那覇市、浦添市、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市、南城市、西原町、南風原町、八重瀬町、与那原町、久米島町、竹富町、与那国町、座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、粟国村、南大東村、北大東村、多良間村
コザ児童相談所	〒904-2143 沖縄市知花 6-34-6	098-937-0859 FAX 098-938-7288	沖縄市、宜野湾市、うるま市、名護市、北谷町、嘉手納町、金武町、本部町、中城村、北中城村、読谷村、恩納村、宜野座村、今帰仁村、東村、大宜味村、国頭村、伊江村、伊是名村、伊平屋村

管轄区域図



(1) 管内区域の状況

表1-1 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況

中央児相(平成23年3月31日現在)

区分	人口	世帯数	児童人口 (H17.10/1)	児童委員 (H23.6/1)	主任児童委員	公立 育・私 所立	公立 稚・私 園立	小 学 校	中 学 校	高 学 校	特別 支援 学 校	福 祉 事 務 所	福 祉 保 健 所	警 察 署	家庭 裁判 所「支 部」	児童 福祉 施設	青 少 年 セ ン タ ー
(市部)	687,974	271,272	148,009	859	72	178	123	112	65	30	7	7	2	6	3	12	4
那覇市	316,138	132,752	65,033	365	28	70	42	36	20	12	1	1	0	1	1	4	1
糸満市	58,799	20,271	13,685	74	5	18	12	10	6	2	1	1	0	1	0	3	1
浦添市	111,463	42,568	25,759	101	10	25	14	11	6	6	3	1	0	1	0	1	1
宮古島市	54,720	22,412	11,641	110	10	19	23	20	16	4	1	1	1	1	1	2	0
石垣市	48,123	19,866	10,529	65	6	16	19	20	9	3	1	1	1	1	1	1	1
豊見城市	57,957	20,508	12,881	63	5	16	7	6	3	3	0	1	0	1	0	0	0
南城市	40,774	12,895	8,481	81	8	14	6	9	5	0	0	1	0	0	0	1	0
(島尻郡)	127,566	45,694	28,743	200	22	46	31	29	18	8	3	0	1	1	0	2	0
八重瀬町	27,679	8,818	6,026	44	3	12	4	4	2	3	1	0	0	0	0	0	0
与那原町	16,991	6,290	3,595	21	1	7	3	2	1	1	0	0	0	1	0	1	0
南風原町	35,137	11,947	8,193	50	3	11	5	4	2	2	1	0	1	0	0	1	0
西原町	34,613	12,532	7,977	51	3	9	5	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0
久米島町	8,541	3,541	1,939	2	2	4	6	6	3	1	0	0	0	0	0	0	0
渡嘉敷村	705	440	152	3	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
座間味村	898	475	223	3	2	0	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
栗国村	807	392	168	5	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	408	284	65	3	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
南大東村	1,263	666	279	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
北大東村	524	309	126	16	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
(宮古郡)	1,303	482	308	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
多良間村	1,303	482	308	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
(八重山郡)	5,504	2,915	1,053	21	4	9	6	14	11	0	0	0	0	0	0	0	0
竹富町	3,923	2,119	690	15	2	7	3	11	9	0	0	0	0	0	0	0	0
与那国町	1,581	796	363	6	2	2	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	822,347	320,363	178,113	1,083	100	234	161	156	95	38	10	7	3	7	3	14	4

表1 - 2 管内の人口・世帯及び関係機関等の状況

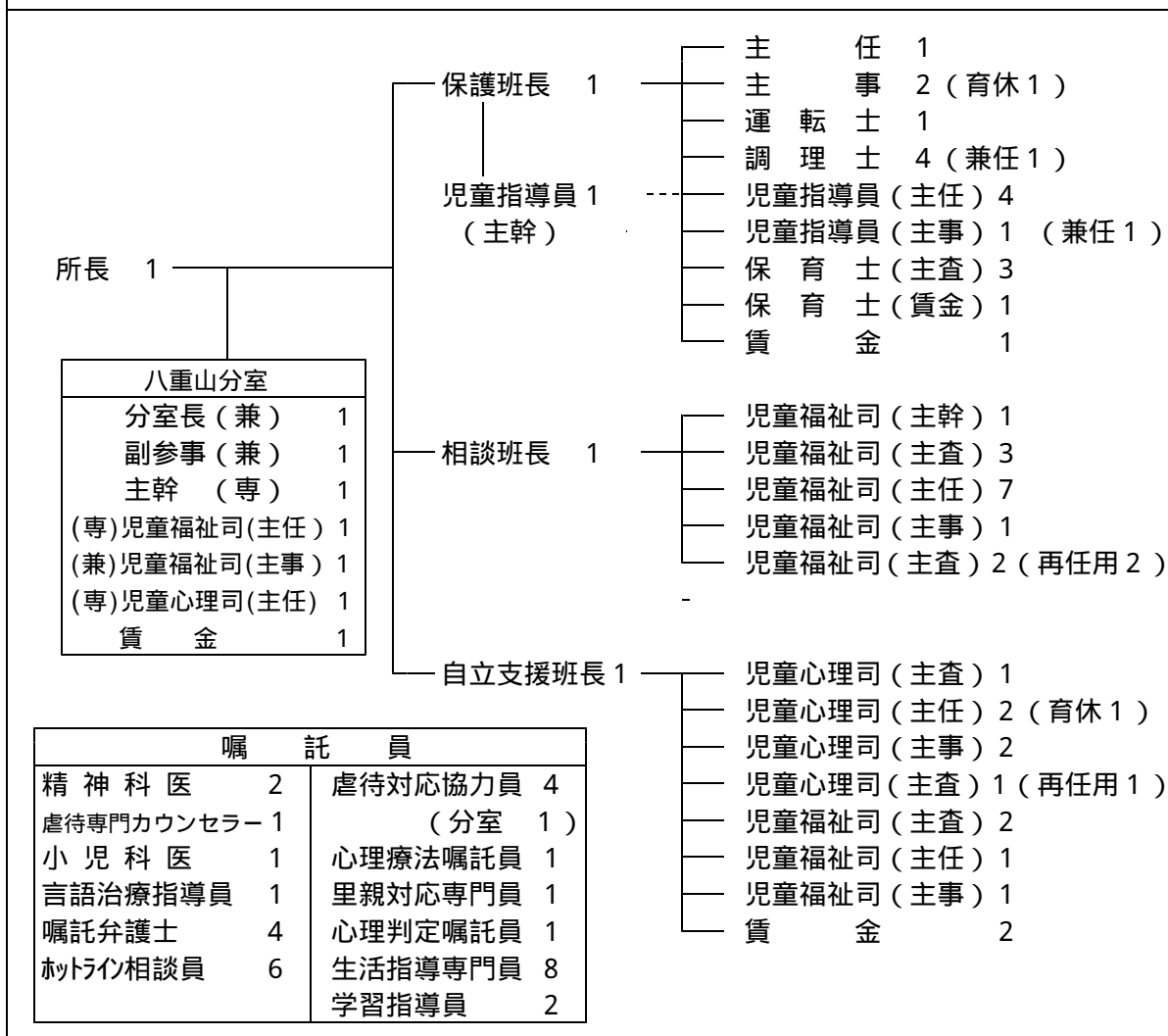
コザ児相(平成23年3月31日現在)

区 分 市町村別	人 口	世 帯 数	児 童 人 口 (H17.10/1)	児 童 委 員 (H23.6/1)	主 任 児 童 委 員	保 立 育 ・ 私 所 立	公 立 稚 ・ 私 園 立	幼 立 学 校	小 学 校	中 学 校	高 学 校	特 別 支 援 学 校	福 祉 事 務 所	福 祉 保 健 所	警 察 署	家 庭 裁 判 所 「 支 部 」	児 童 福 祉 施 設	青 少 年 セ ン タ ー
(市部)	406,984	155,042	92,231	501	33	110	69	61	35	18	5	4	2	5	2	7	3	
沖繩市	135,363	50,005	31,020	148	10	38	20	16	8	5	2	1	1	1	1	3	1	
宜野湾市	92,467	38,054	20,648	126	9	17	11	8	5	4	0	1	0	1	0	1	1	
名護市	60,160	25,075	13,863	76	5	25	16	15	9	3	2	1	1	1	1	3	0	
うるま市	118,994	41,908	26,700	151	9	30	22	22	13	6	1	1	0	2	0	0	1	
(国頭郡)	68,950	26,795	13,515	159	21	30	28	41	22	5	0	0	0	1	0	0	0	
国頭村	5,294	2,236	1,069	22	2	3	1	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
大宜味村	3,398	1,402	577	11	2	2	1	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
東村	1,946	797	343	6	2	1	2	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
今帰仁村	9,518	3,522	1,943	21	1	4	4	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
本部町	13,749	5,084	2,673	29	2	5	5	6	5	2	0	0	0	1	0	0	0	
恩納村	10,435	4,009	1,890	18	2	3	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
宜野座村	5,647	1,921	1,167	10	2	3	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
金武町	11,215	4,567	2,108	21	2	4	3	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
伊江村	4,840	1,995	1,010	11	2	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
伊是名村	1,591	685	371	5	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
伊平屋村	1,317	577	364	5	2	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
(中頭郡)	115,302	40,909	25,720	169	12	22	20	17	7	4	1	0	0	1	0	0	3	
読谷村	40,005	13,487	9,296	59	3	8	7	5	2	1	0	0	0	0	0	0	1	
嘉手納町	13,875	5,010	3,055	24	2	2	3	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	
北谷町	27,676	10,419	6,475	39	3	7	4	4	2	1	0	0	0	0	0	0	1	
北中城村	16,107	5,538	3,541	20	2	3	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
中城村	17,639	6,455	3,353	27	2	2	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	591,236	222,746	131,466	829	66	162	117	119	64	27	6	4	2	7	2	7	6	
県合計	1,413,583	543,109	309,579	1,912	166	396	278	275	159	65	16	11	5	14	5	21	10	

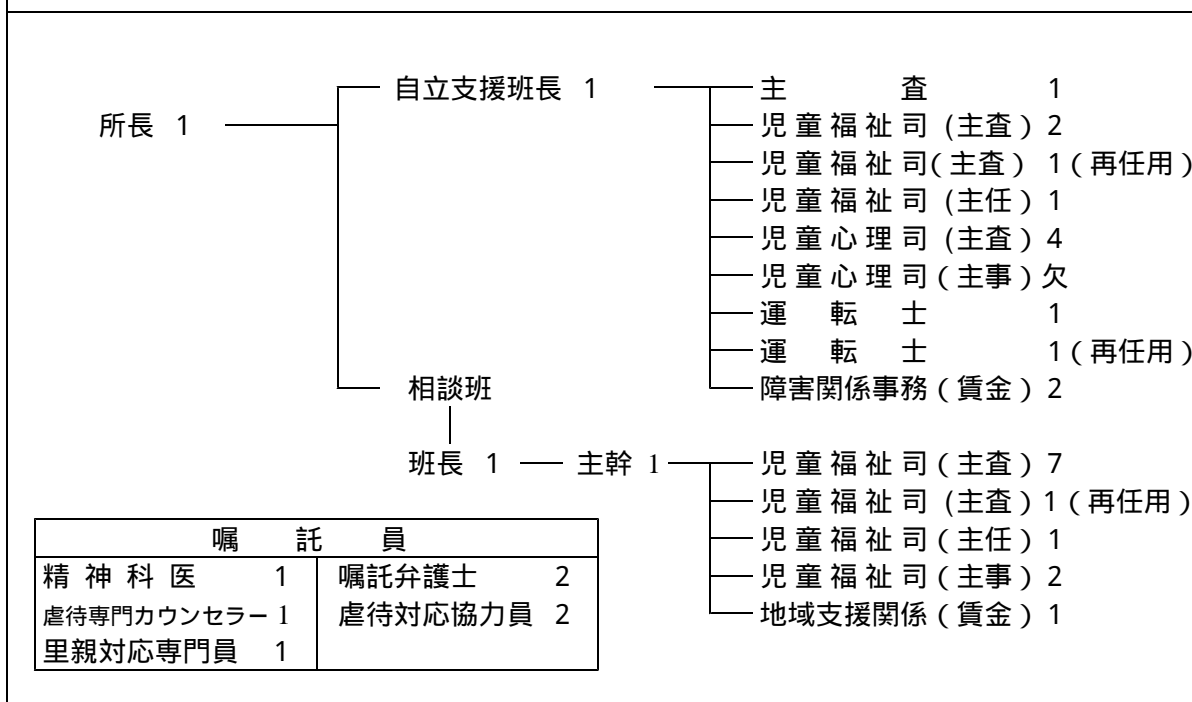
- 1 人口(平成23年4月)、世帯数(平成23年7月)は沖縄県企画部統計課「沖縄県人口」による。
- 2 児童人口は「平成17年度国勢調査報告第1次基本集計」(県企画部統計課)による。
ただし、平成17年10月1日現在
- 3 児童委員、主任児童委員数は、沖縄県福祉保健部福祉・援護課資料(平成23年6月1日現在)による。
- 4 保育所数は沖縄県青少年・児童家庭課資料(平成23年4月1日現在)による。へき地保育所を含む。
- 5 学校(幼、小、高、盲・聾・養護)数は「平成23年度学校一覧」(県教育庁総務課)による。
- 6 児童福祉施設数は沖縄県社会福祉協議会HP「県内社会福祉関係機関・団体・施設一覧」より
ただし、児童館等を除く、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童自立支援施設の数。国立療養所を含む。(平成22年12月現在)
- 7 青少年センターは沖縄県福祉保健部青少年・児童家庭課の資料による。

機構と職員配置状況 (平成23年4月1日現在)

(1) 中央児童相談所 職員88人(正職員43人、兼務・再任用・嘱託・賃金等、45人)



(2) コザ児童相談所職員 36人(正職員23人、再任用職員3人、嘱託・賃金等10人)



3 法的業務内容

児童相談所は、各都道府県、指定都市にその設置が義務づけられています（児童福祉法第12条）。児童相談所は相談援助活動の理念を実現するため、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町村との適切な役割分担・連携を図りつつ、次の機能等を十分に発揮、活用し、その任務を果たしていく必要があります。

【市町村に対する援助機能】

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能。

【相談機能】

子どもに関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、各種診断、判定等を行い、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能。

【一時保護機能】

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能。

【措置機能】

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童員を含む。以下同じ。）児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の機能。

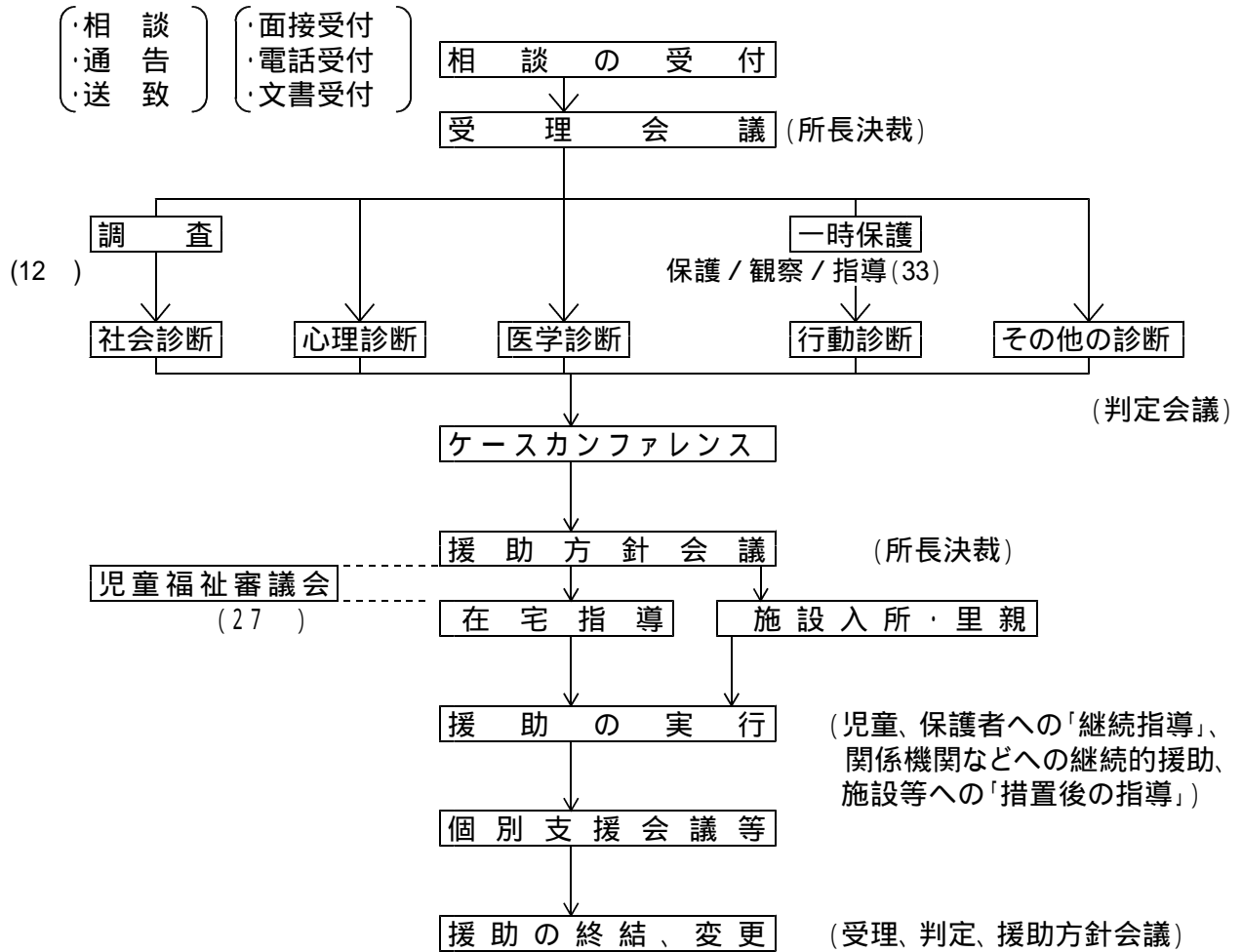
4 相談の種類及び主な内容

児童相談所は、18歳に満たないすべての児童を対象とし、福祉や健全育成に関する以下の相談に応じます。必要に応じて他の関係機関を紹介することもあります。

養護相談	1 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談	
保健相談	2 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談	
障害相談	3 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談	
	4 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談	
	5 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。 (ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。)	
	6 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談 (18歳以上でも相談の対象とする)	
	7 知的障害相談	知的障害児に関する相談	
	8 自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談	
	非行相談	9 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙などの問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
		10 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。(受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。)
育成相談	11 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談	
	12 不登校相談	学校及び幼稚園及び保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等はそれぞれのところに分類する。	
	13 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談	
	14 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談	
	15 その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談	

5 相談業務の流れと仕組み

児童相談所における相談援助活動の流れを示すと次のようになります。(数字は児童福祉法の該当条項等)

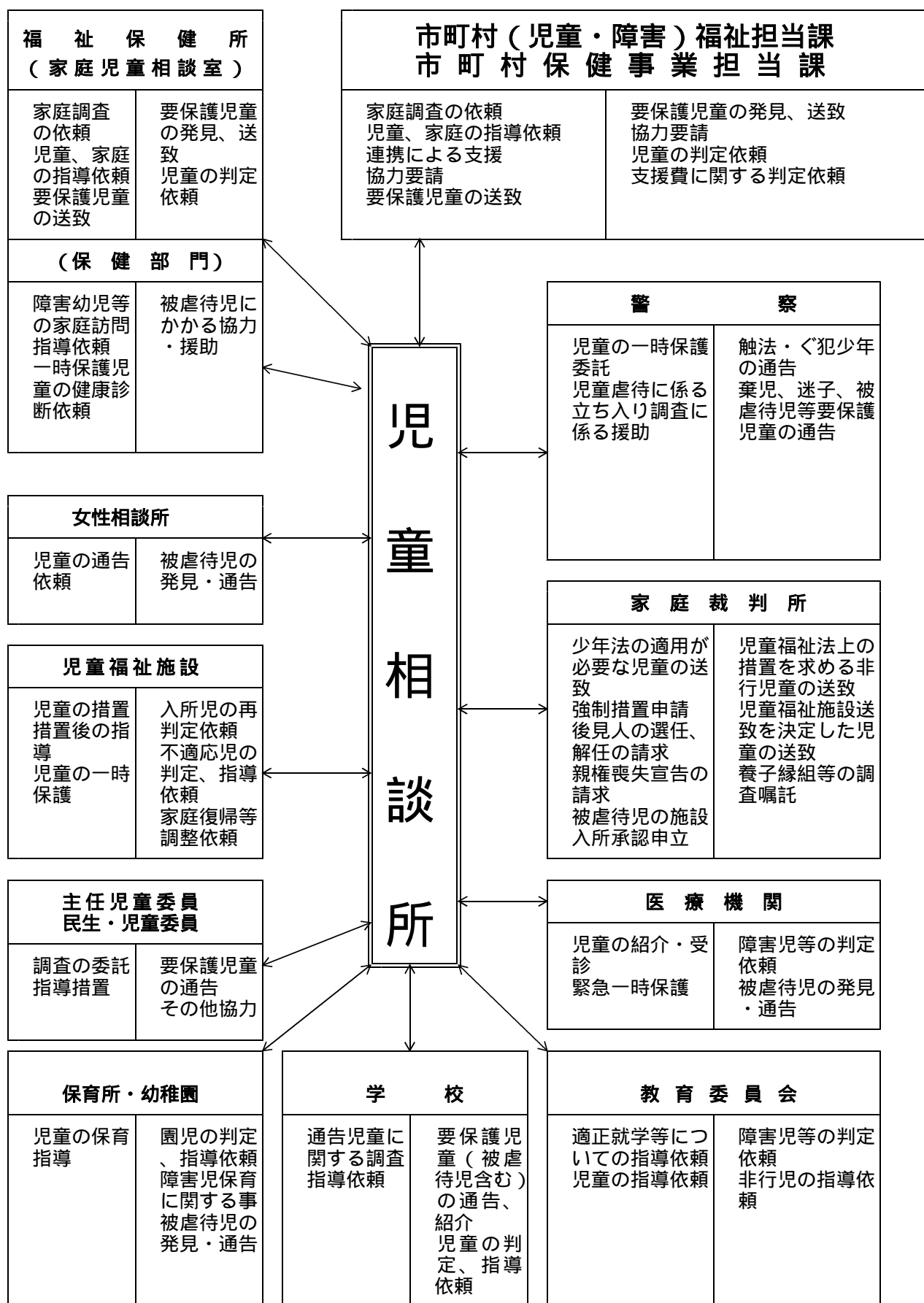


援助の種類

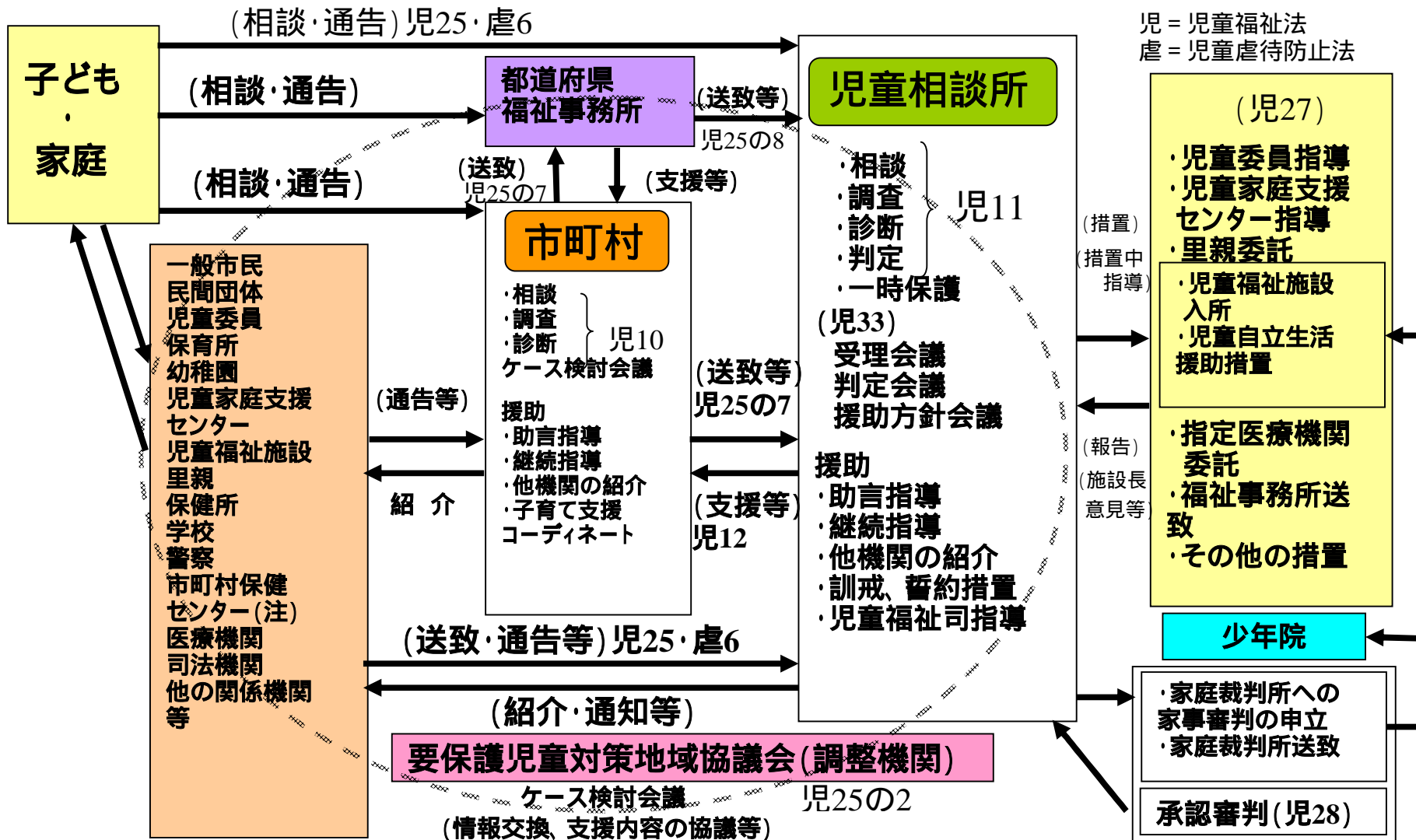
援 助	
<p>1 在宅指導等</p> <p>(1) 措置によらない指導(12)</p> <p>ア 助言指導</p> <p>イ 継続指導</p> <p>ウ 他機関あっせん</p> <p>(2) 措置による指導</p> <p>ア 児童福祉司指導(26 、27)</p> <p>イ 児童委員指導(26 、27)</p> <p>ウ 児童家庭支援センター指導 (26 、27)</p> <p>エ 知的障害者福祉司・社会福祉主事指導 (27)</p> <p>(3) 訓戒・誓約措置(27)</p>	<p>2 児童福祉施設入所措置(27)</p> <p>指定医療機関委託(27)</p> <p>3 里親(27)</p> <p>4 児童自立生活援助措置(27)</p> <p>5 福祉事務所送致等</p> <p>(1) 県知事報告・通知(26 、26)</p> <p>(2) 福祉事務所長送致(26)</p> <p>(3) 市町村長報告・通知(26 、63の4・5)</p> <p>6 家庭裁判所送致(27 、27の3)</p> <p>7 家庭裁判所家事審判請求</p> <p>(1) 施設入所の承認(28 、28)</p> <p>(2) 親権喪失宣告の請求(33の6)</p> <p>(3) 未成年後見人選任の請求(33の7)</p> <p>(4) 未成年後見人解任の請求(33の8)</p>

6 児童相談所と関係機関との連携図

右欄は関係機関から児童相談所へ
左欄は児童相談所から関係機関へ



市町村・児童相談所における相談援助活動系統図



(注; 市町村保健センターについては、市町村の児童家庭相談の窓口として、一般住民等からの通告等を受け、相談援助業務を実施する場合も想定される。)